

役員個人の報酬等の内容に係る決定方針

(役員報酬ポリシー)

1. 基本方針

メルカリグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」というミッション達成に向け、「Go Bold - 大胆にやろう」「All For One - 全ては成功のために」「Be a Pro - プロフェッショナルであれ」というバリューに基づき、循環型社会を実現させ、個人がやりたいことを実現できる社会に貢献する企業となることを目指しています。

この中で、当社グループがステークホルダーからの信頼を獲得し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、経営の客観性・公正性・透明性を高め、積極的かつ健全なリスクテイクを推進するためのコーポレートガバナンス体制の一環として、適切な役員報酬制度を設計・運用することが重要であると考えます。上記を踏まえ、ミッション達成に向けた役員報酬の基本方針を、以下の通り定めます。

【報酬の基本方針】

- 経営陣の大胆な挑戦を奨励し、チャレンジ精神を常に持ち続けるために、強い動機付けを生むものであること
- ミッション達成に全経営陣がコミットし、ステークホルダーの皆様と同じ視点を持つことを後押しするものであること
- 当社グループの経営にオーナーシップと責任を持ち、プロとして高い専門性を持つ人材を引き付けるものであること

2. 報酬水準

取締役及び執行役の報酬水準は、優秀な人材の獲得や動機付けを可能とし、執行役に対してはそのミッションの大きさや個人の実績も加味した上で、合理的な水準となるよう設定しております。具体的には、外部専門機関が提供する国内外の客観的な報酬水準データをもとに報酬ベンチマーク企業群を選定し、比較検証を行った上で、十分かつ適切な競争力のある水準としております。また、外部環境の変化や市場動向も踏まえた実効性のある報酬制度を維持するた

め、定期的に報酬水準の確認・検証を行い、必要に応じて報酬委員会にて適時・適切に見直しを行います。

3. 報酬構成

執行役報酬（取締役を兼務する者を含む）

執行役の主な職責が中長期におけるグローバルでの成長戦略の立案・けん引であることに鑑み、グローバルな観点で優秀な人材を確保することも視野に、金銭による基本報酬に加え、中長期のインセンティブ報酬としての1円ストック・オプション及びファントムストックにより構成しております。1円ストック・オプションおよびファントムストックについては、執行役のパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、かつ、株主価値と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるようなインセンティブを付与するため、適切な制限や条件を設定しております。また、「あらゆる価値を循環させ、あらゆる人の可能性を広げる」という当社グループのミッション達成と、その先にある循環型社会の実現に向けた中長期的な取り組みへの動機付けを重視する観点から、報酬全体に占める中長期インセンティブ報酬の比率を高め、基本報酬と中長期インセンティブ報酬の割合を原則1：2としています。

【執行役報酬の種類と概要】

報酬の種類	概要
基本報酬	各執行役の職責、能力、成果、会社への貢献等に対する処遇として支給
中長期インセンティブ報酬（1円ストック・オプションおよびファントムストック）	当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値向上を実現するに当たり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させること、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることを目的に、中長期のインセンティブ報酬として支給

取締役報酬（執行役を兼務する者は除く）

取締役の主な職務が当社グループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、株主目線の強化や、中長期的な視点での監督機能の強化の観点から、原則として金銭による基本報酬と株式報酬（1円ストック・オプション）の2種類により構成しております。

【取締役報酬の種類と概要】

報酬の種類	概要
基本報酬	各取締役の職責に対する処遇として支給
株式報酬（1円ストック・オプション）	当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値向上を実現するに当たり、中長期的な視点での株主との利益共有及び監督機能の強化を図ることを目的として支給

4. 報酬決定プロセス

当社は指名委員会等設置会社として、委員長を含む委員の過半数が独立社外取締役の報酬委員会を設置し、報酬決定の客観性・透明性を確保しております。

5. 報酬の没収等（マルス・クローバック）

当社は、真摯かつ誠実な経営を確保することを目的として、取締役および執行役の在任期間中において、不正行為や法律違反等の重大な不適切行為が行われた場合には、報酬委員会が当該事由に基づき、権利未確定の報酬の没収（マルス）又は支払い済みの報酬の返還（クローバック）につき審議の上、没収又は対象者に対する返還を求めることができるものとしております。

6. 株式保有ガイドライン

当社は執行役に対して、中長期的な視点での株主との利益共有を目的として、就任後4年以内を目途に、基本報酬の1倍以上の価値に相当する当社株式を保有することを推奨するものとします。